

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人真盛園

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真盛園（以下「法人」という。）の役員および評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等が理事会、評議員会又はその他の会議に出席したときは、日額8,000円を報酬として支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

1. この規程は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。